

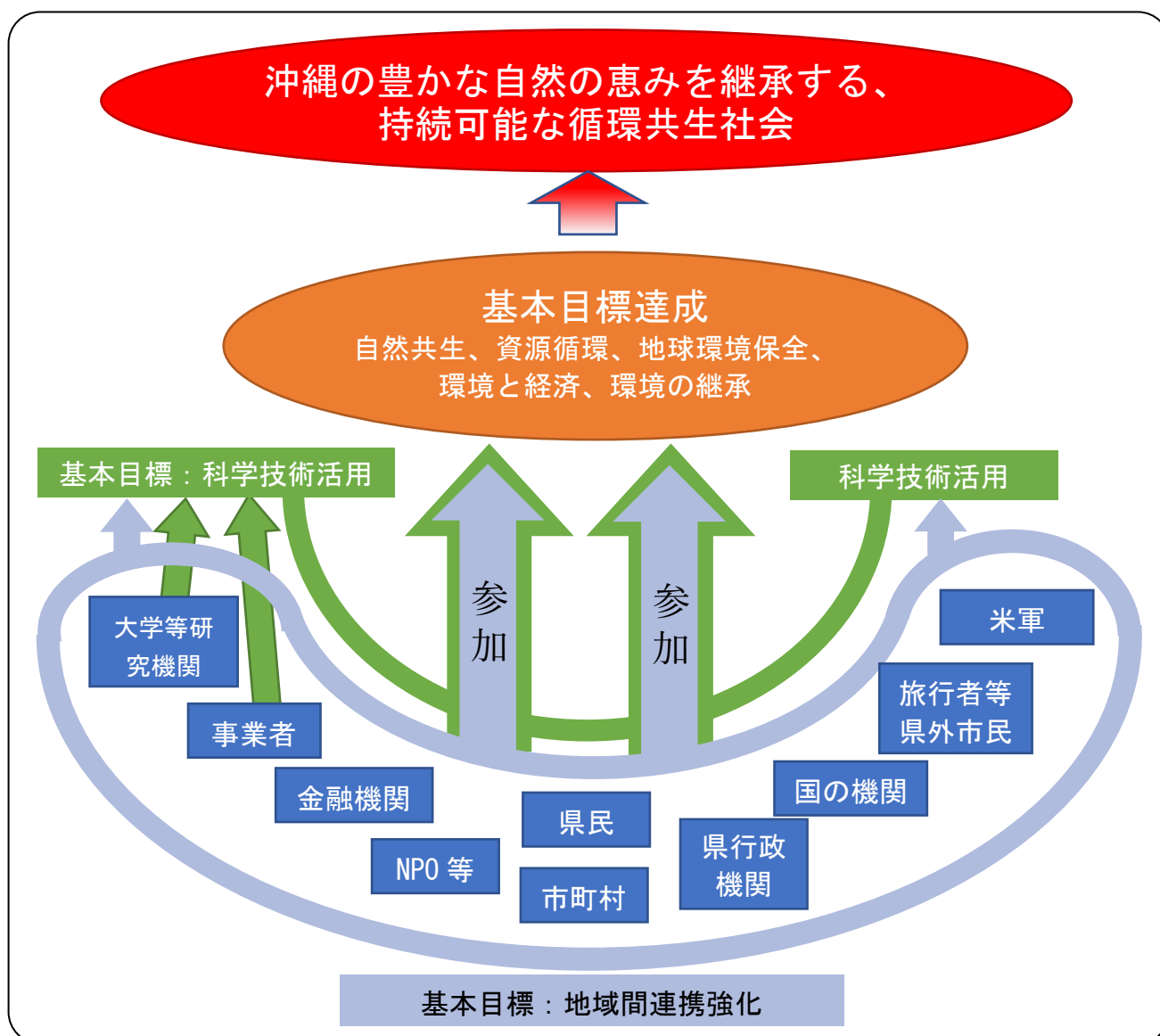
第4章 各主体の役割及び環境への配慮指針

1. 各主体の役割

「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現には、本県で暮らす一人ひとりが環境に対する意識を高め、日常生活において環境の保全につながる取組を実践するとともに、事業者も持続可能な循環共生社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

様々な環境に関わる NPO 等民間団体の役割についても、その重要性は年々増加しており、県民や事業者と連携した積極的な環境保全活動への取組が期待されています。また、県民に最も身近な自治体である市町村には、その地域特性に応じた環境保全のための施策を進めていくことが期待されています。

そのほか、本県では、行政や県民、事業者のほか、米軍及び米軍関係者や観光旅行者等も含めて、様々な主体が自らの責務や役割を認識し、連携・協力して環境保全活動に参加していくことが必要です。



1-1 行政機関

本県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に持続可能な循環共生社会の実現のための施策を推進します。事業者、県民、旅行者等県外市民、NPO等民間団体、金融機関、大学等研究機関及び米軍には、各主体が自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組めるように、それぞれの役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動を推進します。また、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進のための支援を行います。

なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境への配慮等について、継続的に要請していきます。

持続可能な循環共生社会を実現するためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村の果たす役割が一層重要となってきました。

このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、持続可能な循環共生社会の実現に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民等の各主体と協力・連携した取組を推進することが必要です。

1-2 事業者

経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は、持続可能な循環共生社会の実現にとって特に重要であり、様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用、廃棄物の削減及びリサイクル等の推進、生産工程や流通過程から発生する環境への負荷の低減など積極的な取組が必要です。さらに、県民・NPO法人等・大学・行政などとの連携を深め、地域社会での環境保全活動に、積極的に参加・協力することも期待されます。

1-3 県民

県民の環境意識は年々高まっており、廃棄物・リサイクル問題、省資源化・省エネルギーなどに配慮した生活を送り、NPO等民間団体の活動に参加する県民は増えてきています。しかし、依然として県民の日常生活に伴って生じる環境負荷は大きいことから、県民の生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境負荷の低減を積極的に図ることが必要です。

1-4 旅行者等県外市民

恵まれた自然景観や独自の文化・歴史等、魅力ある観光資源を有する本県には、毎年多くの観光旅行者が訪れており、ダイビングや自然との触れ合い活動等を楽しんでいます。本県での入域観光客数は、年々増加し、平成 30 年度には、1 千万人に到達しました。令和元年度から令和 2 年度にかけては、新型コロナウイルスの影響により減少しましたが、令和 3 年 7 月の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録のほか、水際対策の緩和やウィズコロナにおける旅行マインドの高まりにより、早期に回復することが期待されています。

短期及び長期滞在に関わらず、観光旅行やビジネス等の目的で県内に滞在する人は、各自の行動において環境への負荷の低減や環境保全等に努めるとともに、県又は市町村が実施する持続可能な循環共生社会の実現のための施策に積極的に参加・協力することが必要です。

1-5 NPO 等民間団体

県民や事業者等により組織され、環境保全に関する活動を行っている本県の NPO 等民間団体は、それぞれの専門性や特徴を活かしながら、自然保護活動や環境美化活動、緑化活動など、様々な啓発・普及活動を幅広く且つ率先的に行っており、草の根運動やアジア諸国及び途上国への国際協力など、きめ細やかな活動も展開しています。

地域の課題や特性などを十分に踏まえながら、環境保全に関する取組を柔軟にきめ細かく進めていくためには、様々な活動を公益的視点から組織的行なっている NPO 等民間団体の果たす役割が、より一層重要となっています。

このため、NPO 等民間団体においては、自主的かつ積極的に環境保全活動の推進を図るとともに、他の団体や行政、事業者、県民との連携・協働により新たな地域環境づくりを継続的に進めることが期待されます。

1-6 金融機関

金融の分野では、ESG 投資(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)といった要素を考慮する投資)の拡大など、機関投資家が事業者の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが世界的に拡大しています。こうした環境・経済・社会を統合的に向上させる取組は、循環共生社会の実現につながるものと期待されます。

本県においても、「おきなわ SDGs パートナー」に登録されている沖縄銀行と琉球銀行をはじめとした資金提供者と連携し、その取組を支援することで、県経済の活性化と更なる環境保全活動の取組を推進します。

1-7 大学等研究機関

本県の持続可能な循環共生社会の実現に必要な基盤的調査・研究を行う大学等研究機関の役割は重要で、専門的・科学的知見を踏まえた諸分野にわたる研究や技術開発等の推進のほか、国内外のネットワークを活用した連携の促進や科学的知見の蓄積、情報提供が期待されます。さらに、その専門性を活かしながら、地域の多様な活動の支援や学校教育の場と連携した学習支援、人材育成の役割も期待されます。

1-8 米軍

本県には広大な米軍基地が存在し、米軍基地面積は、我が国の米軍専用施設の約 7 割を占めています。

日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の生活環境への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土・有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)含有泡消火薬剤等の流出、実弾演習による山林火災、返還跡地での土壤汚染・廃棄物など、米軍基地に起因する事件・事故等が継続的な問題となっています。

米軍基地及び基地周辺地域には、多くの米軍人・軍属・家族が生活しており、県民の生活環境や自然環境とも広く関連していることから、米軍の組織としても、米軍関係者各個人においても、本県の持続可能な循環共生社会の実現に関する施策への積極的な参加・協力が必要です。

2. 主体別配慮指針・取組の一例

行政機関、事業者、県民、旅行者等県外市民、NPO 等民間団体、金融機関、大学等研究機関及び米軍は、一人ひとりの日常生活や事業活動による環境負荷の増大が地域環境、地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、個人の意識改革とともにライフスタイルや社会システムの変革に向けた取組を行うことが重要です。

このため、各主体は以下に示す環境への配慮事項を参考に積極的に行動する必要があります。

2-1 行政機関

目標	配慮指針
自然共生	◆開発事業の立案段階において、事業実施の場所、規模等について複数案を設定し、その事業実施における環境影響が可能な限り回避・低減される案を選定するよう努める。 ◆開発事業の実施前には、あらかじめ環境影響評価を実施し必要な環境保全措置を検討することにより、水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。 ◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。 ◆環境の保全・再生に視点を置いた事業の実施や技術開発に向けた取組を推進する。 ◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息・生育空間に配慮する。 ◆世界自然遺産登録地の遺産価値の維持と適正な利活用の両立を推進する。 ◆外来種対策、野生生物の密猟・盗採の防止対策により、希少生物の保護に努める。 ◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。 ◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。 ◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。 ◆各種法令等に基づく監視調査を継続し、生活環境の保全に努める。 ◆自然環境に配慮した土地利用を進める。 ★取組の一例★ ◇浦添市『浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業』 ・沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続(令和4年1月準備書手続) ◇恩納村『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』 ・環境保全、事業継続に関する事業などを分野ごとに組み立て、行政・関係団体・地域住民の行動計画を策定し、行政主導ではなく各主体が自ら取り組むことでの相乗効果を推進 ◇竹富町『第2次海洋基本計画』 ・海洋に育まれた貴重な大自然と文化の継承、より良い生活環境の実現、国境離島地域の保全等を目的に策定 ◇大宜味村、東村、本部町、今帰仁村、名護市、宜野座村、恩納村、糸満市、久米島町、石垣市、竹富町『赤土等流出防止対策』 ・グリーンベルトの設置、裸地時期のカバークロップ、心土破碎の実施 ・農家への意識啓発、地域への普及啓発、協働 ◇うるま市『海中道路周辺海域自然環境再生事業』 ・海中道路及びその周辺海域において干潟改良や水質改善の取組等を実施 ・自然環境再生イベントを市と地域で共催し、連携体制を構築 ◇竹富町『西表島エコツーリズム推進全体構想の策定』 ・自然観光資源の適正利用を進めるための全体構想に基づき、西表島の環境保全に取り組む。 ◇竹富町『竹富町自然保護条例』 ・竹富町内に生息・生育する野生動植物の多様性の保全を図るため、希少野生動植物、特別希少野生動植物、指定外来生物を指定。石垣市、宮古島市、八重瀬町でも制定

目標	配慮指針
自然 共生	◇国頭村『森林セラピーツアー』 ・森林セラピーツアーの企画・運営 ◇宜野座村『第4次宜野座村国土利用計画』 ・自然の循環と土地の恵みを重視した村の将来像「水と緑と太陽の里・宜野座村」の実現をめざし、総合的かつ計画的な土地の利用を行うための基本計画
資源 循環	◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。 ◆各種事業の実施やオフィス活動において、資源の循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。 ◆プラスチックの資源循環を促進する取組を実施するとともに、排出事業者としてプラスチック使用製品廃棄物等の排出抑制及び再資源化等の取組に努める。 ★取組の一例★ ◇南城市『沿岸環境保全(海岸美化活動)』 ・佐敷海岸や知念海岸での清掃活動を地域住民や事業者などと協力し実施 ◇竹富町『海岸漂着物対策』 ・海岸漂着物の処理費(輸送料・処分手数料等)を町が負担 ◇県内各地における『不法投棄パトロール』 ・巡回による不法投棄行為の防止や看板設置等 ・環境省が5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と定め、全国で監視パトロールを実施
地球 環境 保全	◆各地域での気候変動の影響把握や適応策の整理を行い、地域の特性に応じた適応策を推進する。 ◆エネルギーの低炭素化に向け、重油等から液化天然ガス(LNG)への転換を推進する。 ◆沖縄型環境共生住宅(「地球環境の保全」「周辺環境との親和性」「住居環境の健康・快適性」が調和した住宅)の研究、普及・啓発を実施する。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやESCO事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。 ◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等次世代自動車の導入を進める。 ◆良好な歩行空間の形成、自転車及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。 ◆TDM(交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。 ◆地球温暖化、オゾン層破壊など、地球的規模の環境問題に対する各種施策を実施する。 ◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。 ◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。 ★取組の一例★ ◇沖縄市『環境基本計画策定』 ・「市環境基本計画」及び地球温暖化対策の推進を目指す「市実行計画」の両計画を2020(令和2)年度に改定。CO₂排出量削減目標や沖縄市一般廃棄物処理計画等を参考とした数値目標を設定 ・市民や事業者等で構築する『沖縄市環境パートナーシップ』を設置し、様々な立場からの意見を聴取 ◇那覇市『第2次環境基本計画』の中間見直し等 ・平成26年に策定した第2次環境基本計画について、国内外の情勢の変化を踏まえ、目標達成に向けた効果的な取り組みを進めるため、平成31年に中間見直しを実施。 ・現在、令和6年4月開始の第3次環境基本計画(地球温暖化対策実行計画及び地域気候変動適応計画も包含)を策定中。

目標	配慮指針
地球 環境 保全	◇自転車シェアサイクル事業 ・移動環境の向上と充実を図るため、シェアサイクルポート用の市有地(モノレール駅交通広場、公園等)の確保を進めている。令和3年度は12箇所を確保し、事業全体でのシェアサイクルポートは23箇所になった。今後も徒歩や自転車を利用しやすい環境の整備に取り組む。 ◇宮古島市『エコアイランド宮古島推進計画』 ・「エコアイランド宮古島の推進に関する条例」に基づき、行政、市民、事業者、各種関係団体が一体となって、施策を総合的に推進する計画 ・エコ活動やSDGsに関する記事を掲載したフリーペーパー「島の色」の監修 ◇久米島町『ゼロカーボンシティ宣言』 ・2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した取り組みを推進 ◇伊是名村ほか『環境協力税』 ・入域者を対象に課税し観光資源の適切な維持管理、環境美化・保全に充てる。 ・伊是名村は全国初の取組。伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村でも導入している。
環境と 経済	◆環境と経済の調和に関する理念について、地域や事業者等への普及に努める。 ◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、事業者等への普及に努める。 ◆事業者における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。 ◆県内事業者における社会的責任活動(CSR)を促進する。 ◆再生可能エネルギー関連設備等の普及・促進を図る。 ◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。 ◆バイオマスの利活用を促進する。 ◆SDGsの達成に向けた取組の推進、普及・啓発を実施するとともに「おきなわSDGsパートナー」への登録を促進する。 ★取組の一例★ ◇国頭村『国頭村観光振興基本計画』 ・「自然環境」「産業・歴史文化」「スポーツ」を3本の柱とした観光基盤の整備を推進するための基本計画 ◇宮古島市『エコアクションカンパニー認定制度』 ・宮古島の環境だけに限らずSDGsに寄与する事業活動を行っている民間事業所を認定項目に沿って、「ブルースター・シルバースター・ゴールドスター」に認定 ◇石垣市『石垣市バイオマス活用推進計画』 ・家畜排泄物、剪定枝、生ごみの堆肥化 ・廃食用油のBDF化(Bio Diesel Fuelの略で、生物由来の油を燃料化すること) ・木質系バイオマスの利用
環境の 継承	◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。 ◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。 ◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。 ◆研修機会や情報の提供等により、職員の環境保全活動を促進する。 ◆持続可能な社会の構築を目指した教育・学習プログラムに関する取組を推進するとともに、普及・啓発に努める。 ★取組の一例★ ◇国頭村『国頭村公認ガイド認証制度』 ・自然環境と歴史文化を利活用するガイドの資質向上と適正を確保する。

目標	配慮指針
環境の継承	◇大宜味村『大宜味村エコツーリズム推進全体構想』 ・ 自然環境・文化資源の保全 ・ 地域資源を次世代へ継承する人材育成 ・ 体験プログラムの提供 ◇大宜味村、東村、本部町、今帰仁村、名護市、宜野座村、恩納村、糸満市、久米島町、石垣市、竹富町『農業環境コーディネーターの設置』 ・ 赤土等流出防止対策のための意識改善、対策指導を各作物生産農家へ実施 ◇竹富町『竹富町観光案内人条例』 ・ 自然観光資源の適正な利活用を図るため、自然観光ガイド免許制度を導入
地域間連携強化	◆地域における環境保全のための市民活動の充実を目的とした支援を行うとともに、その活動の情報提供・共有を強化 ◆人材不足や離島・過疎化地域の環境保全活動活性化の推進、支援 ◆SDGsの達成のための取り組みを行っている各主体の連携、SDGs ネットワークの広がり、構築を推進 ★取組の一例★ ◇沖縄クリーンコーストネットワーク(OCCN)『まるごと沖縄クリーンビーチ』 ・ 環境省、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、沖縄県、各種団体が集まり、海岸清掃活動の情報を一元化、情報発信 ・ 各団体が個別で行っていた海岸清掃活動の情報を共有することで、効率的な活動を支援 ・ 年1回県下一斉海浜清掃「まるごと沖縄クリーンビーチ」の実施
科学技術活用	◆各種事業において、デジタル技術(ICT や IoT)の積極的な利活用やシステム化を実施する。 ◆デジタル技術(ICT や IoT)を利活用する取組を推進するとともに、普及・啓発に努める。 ◆事業者や民間団体と協力したデジタル技術の利活用を推進する。 ◆経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現に向けた技術(IoT や AI)の導入の推進、普及・啓発に努める。 ◆情報通信環境の整備に取り組む。 ◆自然環境や社会環境に関するビッグデータを用いた自然環境保全や地球温暖化対策等に努める。 ★取組の一例★ ◇宮古島市『島嶼型スマートコミュニティ実証事業』 ・ IT 技術を活用し、再生エネルギーの利用拡大とエネルギー供給コスト低減を実現する社会システムの構築

2-2 事業者

※事業者の内、金融機関に関する配慮指針は「2-6 金融機関」(P.213)に記載

目標	配慮指針
自然共生	◆開発事業の立案段階において、事業実施の場所、規模等について複数案を設定し、その事業実施における環境影響が可能な限り回避・低減される案を選定するよう努める。 ◆開発事業の実施前には、あらかじめ環境影響評価を実施し必要な環境保全措置を検討することにより、水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。 ◆自然環境の豊かな本県において、埋立等の事業を計画・実施するにあたっては、現存する自然が永年に亘る営みによって形成されたものであること、また自然は一度破壊されると回復が不可能に近いことを十分に考慮し、環境影響評価を実施する。 ◆赤土等の流出による河川・沿岸海域の汚濁を引き起こさないよう、陸域での開発・営農等においては、適切な流出防止対策を実施するとともに、赤土等流出防止に関する技術開発等に努める。 ◆埋立てや護岸の設置など海浜の地形変更を伴う事業においては、地域の生態系・景観への影響について十分に検討する。

目標	配慮指針
自然共生	◆事業活動に伴う汚染物質の排出削減、騒音・振動・悪臭の原因の除去、有害化学物質等の適正な管理など公害の未然防止対策を推進する。 ◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。 ◆適正な排水処理(油等の水質汚濁原因物質の流出防止、排水溝へのネットや簡易フィルター設置、植物油の回収、浄化槽の適正管理等)に努める。 ◆畜産農家等においては、家畜排泄物を適正に管理し、事業所周辺における環境対策を実施する。 ◆世界自然遺産登録地の遺産価値を維持しつつ利活用に努める。 ◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。 ◆各種法令等に基づく規制を遵守し、生活環境の保全に努める。 ★取組の一例★ ◇県内土木・建築・環境コンサルタント業・農林業 『各種事業による周辺への環境把握や影響低減を目的とする環境調査及び環境影響評価等の実施』 ・事業の程度に応じて各環境項目(大気・騒音・振動・低周波音・動植物・生態系・景観・廃棄物等)の現況を既存資料や現地調査で把握 ・事業による環境影響評価を実施し、環境影響の回避・低減を目的とした事業位置や規模等の選定、環境保全対策や事後調査等を実施 『赤土等流出防止対策の実施・技術及び商品開発等』 ・各種事業の際の赤土等流出防止対策(沈殿池や濁水処理プラントの設置等)の実施により周辺の自然環境への影響低減に努める。 ・環境に配慮した赤土凝集沈降剤や種子吹付剤等の商品開発等 ◇県内商業施設業者 『生物多様性に配慮した商品開発、販売』 ・持続可能な利用に配慮した生物資源の認証(MSC、ASC、FSC など)商品の積極的な仕入れ・販売を実施 ・環境負荷の低い農・水・畜産物の開発、販売等
資源循環	◆事業活動において、資源の循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化に努める。 ①リデュース：減らす ・生ごみの堆肥化やごみの減量化に努める。 ・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避ける。 ②リユース：再利用 ・使用延長や再使用に努める。 ・詰め替え製品の利用やリネン類の二次利用に努める。 ③リサイクル：再生利用 ・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握したうえで許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。 ◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。 ◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。 ★取組の一例★ ◇県内ビール製造工場 『ゼロエミッション(廃棄物100%再資源化)の達成』 ・各工程から発生する様々な廃棄物・副産物を有価物としての売却や再資源化を行い、再資源化率95%以上を達成(2006年度以降継続)

目標	配慮指針
資源循環	◇県内製糖工場 『発生したバガス(残さ)の有効活用』 ・製糖過程で排出されるバガスは、主に工場内の大型ボイラーの燃料として使用。重油を使うよりも環境に優しく省コストとなるうえ、ボイラーで造られた蒸気が工場の熱源や発電、機械駆動に利用できる。 ・製糖過程で取り除かれた枯葉やバガスの燃料灰は、堆肥等に使用 ・食物繊維が多く含まれるバガスを機能性食物繊維「醗酵バガッセ」として商品化 ◇県内ガラス工房等 『廃ガラス瓶を使用した工芸品の産出』 ・戦後より、廃ガラス瓶を使用して色彩鮮やかな琉球ガラス工芸品を産出 ◇県内商業施設業、観光・宿泊業等 『廃棄物の発生低減や資源循環に関わる取組』 ・レジ袋の有料化及びマイバッグの普及・啓発 ・紙パック・食品トレイ等の回収 ・施設及び周辺から排出される廃棄物の分別と減量化 ・雨水利用システムの採用(雨水槽を設置し、トイレ洗浄水や植栽の散水等に利用) ・宿泊客賛同・協力によるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業低減 ◇県内電気・通信・設備等施工業 『ESCO 事業の展開』 ・施設図面や過去の光熱水データを基に予備診断を行ったうえで、現地で調査及びヒアリング等を実施 → 設備全般のトータルコストを考慮した効果的な省エネ改修工事を実施(熱源システムの更新、照明機器の高効率化、節水システムの導入、空調機の更新等) → 改修工事の実施、省エネ効果の計測及び検証の実施 ◇県内電力業 『石炭灰・石こうの発生低減』 ・低灰分、低硫黄分の亜瀝青炭を導入 『発電過程での燃焼灰の再資源化』 ・石炭灰を加工したセメント原料や土砂代替材 ・重油灰に含まれる希少金属を回収し、バナジウム原料やニッケル原料、助燃材や還元剤などとして活用 ◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『事業等における伐採樹木の有効活用』 ・工事に伴い発生した伐採木を集積し、幹の太い有用木や原料木は建築資材・炭・線香等の材料としての利用、細幹や枝葉は破碎機でチップ化し、法面緑化材や赤土等流出防止材、肥料等として利用 ◇県内畜産業 『循環型畜産システムの展開』 ・食品製造副産物等を活用した発酵飼料の使用 ・牛糞とおがくずを活用した有機堆肥の生産 ・有機堆肥の利用による土壌改善 ◇県内廃棄物処理・再生業 『産業廃棄物等の再資源化』 ・建設廃材として使用されなくなった廃木材等の木質系廃棄物を再利用し、木質燃料ペレットを製造、県内の火力発電所にて石炭と混合燃焼 ・廃棄ガラスを原料とし、多孔質軽量発泡資材や再生砂を開発・製造し、土木建築や緑化等資材、路盤材としての導入・拡大の促進 ・鉄等の金属類の回収や再資源化 ・コンクリートやアスファルト等の建設廃棄物の再生利用等

目標	配慮指針
地球 環境 保全	◆将来予測される「過去に例がない」自然災害リスクに備えた BCP (Business Continuity Plan：事業継続計画) の策定に努める。 ◆事業者が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである RE100 に参加し、その達成に向けた取組に努める。 ◆エネルギーの低炭素化に向け、重油等から液化天然ガス (LNG) への転換など石炭火力の低減に努める。 ◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。 ◆代替フロン等の使用削減・回収・再利用・破壊の促進に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーや ESCO 事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。 ◆社用車の使用において、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などのエコドライブを行い、次世代自動車 (電気自動車、ハイブリッド自動車) 等の使用に努める。 ◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。 ◆共同輸配送や最適配車システムなど効率的な輸配送システムの導入に努める。 ◆海外からの研修生を受け入れ、海外への環境技術の移転など、行政等の協力のもとに、地球規模での環境保全に努める。 ★取組の一例★ ◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『エコドライブの実施・教育等』 ・工事車両及び配送車両等の運転時に急発進や空ぶかしを避け、アイドリングストップや低速走行を実施 『エコ資材の使用によるグリーン購入』 ・事業で使用する資材等を環境への負荷ができるだけ少ないエコ資材等に切替える ◇県内電力業 『再生可能エネルギーの導入拡大』 ・風力や太陽光等を用いた再生可能エネルギーの普及拡大に向け必要となる系統安定化対策の実証事業等に取り組んでおり、県内離島をはじめとする各地域で再生可能エネルギーによる発電設備を設置 『クリーン燃料の利用拡大』 ・木質バイオマス燃料利用に関する研究や石炭火力発電所において混焼試験を実施、混焼施設の整備 ◇県内商業施設業者、観光・宿泊業 『二酸化炭素削減に関わる取組』 ・看板灯のライトダウンによる CO₂ 量の削減 ・配送車両の排出ガス削減を目指し、低燃費・低排出ガス車両、バイオ燃料使用車両、電気自動車等の導入推進 ・太陽光発電設備、液化天然ガス (LNG) 発電機の採用 ・LED 照明器具や省エネ型空調システム及び衛生設備機器等の採用 ・地産地消を目的とした地元食材の積極的利用 ・電気自動車 (EV) を利用したエコツアー等 ・電動アシスト自転車のシェアサービスの拡充 ・敷地内の植栽や緑化 ・廃熱を利用した温水施設 ・公共交通機関の利用
環境と 経済	◆環境と経済との調和に関する理念について、社内における普及に努める。 ◆環境保全のための費用負担意識について、社内での普及に努める。 ◆地域における社会的責任活動 (CSR) に努める。 ◆環境マネジメントシステムの認証取得に努める。 ◆再生可能エネルギー関連設備等の積極的な導入を図る。

目標	配慮指針
環境と経済	◆気候変動はリスクだけではなく新たなビジネスチャンスとしての側面もあることから、気候変動への戦略的な適応に努める。 ◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に努める。 ◆バイオマスの利活用に関わる技術力の向上に努める。 ◆技術やノウハウを活かして環境保全に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術の開発など、エコビジネスへの展開に努める。 ◆SDGs の達成に向けた取組への参加に努める。 ★取組の一例★ ◇県内商業施設業者 『生物多様性に配慮した商品開発、販売』 ◇県内畜産業 『循環型畜産システムの展開』 ◇県内廃棄物処理・再生業 『産業廃棄物等の再資源化』 ※詳細は、前記参照 ◇県内廃棄物処理・再生業 『沖縄県産業廃棄物処理業者優良性評価制度における申請及び情報公開等』 ・優良性評価基準適合事業者リストに登録記載
環境の継承	◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。 ◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、事業者単位での積極的な参加協力を努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション 21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。 ◆環境配慮に関する情報提供(Web やポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)の周知への啓発、人材育成等に努める。 ★取組の一例★ ◇県内土木・建築・環境コンサルタント業、商業施設業、観光・宿泊業等 『地域における環境保全活動の実施、研修会等による環境保全活動の教育、啓発等』 ・地域に応じた植物種を利用した植樹・植栽活動 ・環境マネジメントシステムの取得による環境保全活動や環境管理等の社内教育、環境経営レポートの公表 ◇県内電力業等 『環境会計の導入』 ・事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定(貨幣又は物量単位)→外部(消費者・地域・行政等)へ伝達→利害関係者に対し、説明責任を果たすとともに環境に配慮した事業活動の適切な評価につながる。
地域間連携強化	◆環境保全のための取組を行っている各主体との連携・協働に努める。 ◆全県的な SDGs の展開に向けた活動、普及・啓発に努める。
科学技術活用	◆事業活動において、デジタル技術(ICT や IoT)の積極的な利活用やシステム化に努める。 ◆行政や民間団体と協力し、デジタル技術の利活用を推進する。 ◆経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現に向けた技術(IoT や AI)の積極的な導入に努める。 ◆情報通信環境の整備に取り組む。 ★取組の一例★ ◇県内電気・通信・設備等施工業 『デジタル技術を活用した野良犬・猫の捕獲・保護事業』 ・野良犬・野良猫の捕獲器と自動通知機器(IoT 機器)を連動することで、巡回の効率化や混獲防止に取り組んでいる。

2-3 県民

目標	配慮指針
自然共生	◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、みだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。 また、犬・猫等のペットや外来生物の放逐をしない。 ◆地域の外来種駆除作業等に参加するよう努める。 ◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。 ◆森や緑地を地域の財産として保全するとともに、身近にある自然や緑を大切にする。 ◆川や海を保全するため、生活排水を適切に処理する。 ・下水道の整備区域においては、下水道へ速やかに接続する。 ・汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ・適正な排水処理(食用油や生ごみ等の流出防止、排水溝へのネット設置等)に努める。 ・地域の清掃活動等に参加するよう努める。 ◆それぞれが所有する土地において、裸地を放置しないように適正な管理を行い、赤土等流出の防止に努める。 ◆自然環境や歴史的遺産に対する理解を深め、その保全に協力する。
資源循環	◆各家庭で3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。 ①リデュース：減らす ・生ごみを家庭や地域で堆肥化する。水分をしっかりと切り、適正に分別する等、家庭ごみの減量化に努める。 ・過剰包装を避けた商品の購入に努める。 ・行楽で出たごみは家まで持ち帰り、分別して適正に処理する(行楽地のごみの減量化)。 ・地域のごみ処理のルールに従い適切な分別に努める。 ・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避けた商品の購入に努める。 ②リユース：再利用 ・フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器等の再利用可能な製品の利用に努める。 ・グリーン購入への取り組みなどによって、日常のライフスタイルの見直しに努める。 ③リサイクル：再生利用 ・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。 ・地域において集団回収を行う等、循環資源のリサイクルを推進するよう努める。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆各家庭で廃棄物の適正処理を推進する。 ・家庭ごみは適切に分別・減量化し、地域内における処理施設で適正に処理する。 ・調理くずや残飯等の生ごみをダンボール・コンポスト(堆肥用基材)等を利用して、堆肥化 ・家庭内におけるごみ焼却はしない。 ◆行楽先や飲食店において、食べ残しが出ないように、食べられる量の料理の注文等に配慮する。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による住宅や洗車への活用、植栽への散水等)に努める。
地球環境保全	◆ライフスタイルの見直しを意識し、気候変動に適応した行動に努める。 ◆身のまわりの自然や動植物の変化に注意を傾け、気候変動の影響について日常的に意識する。 ◆節電や節水、マイカー使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用等、省資源・省エネルギー型ライフスタイルをもって生活する。 ◆アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブを行い、次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。

目標	配慮指針
地球環境保全	◆太陽熱温水器、太陽光発電を設置するなど自然エネルギーの活用に努める。 ◆フロン使用の商品を廃棄する場合等にはフロン回収に協力する。 ◆地域レベルでの環境保全活動への積極的な参加等、地球環境保全へと繋がる環境配慮に努める。
環境と経済	◆環境と経済の調和に関する理念について、講演会や勉強会への積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。 ◆環境保全のための費用負担意識について、一人ひとりが認識を深める。 ◆可能な限り、再生可能エネルギー機器や環境配慮型製品の使用・購入に努める。 ◆SDGs の達成に向けた取組に参加する。
環境の継承	◆それぞれの生活が環境に及ぼす影響について認識を深めるため、講演会や自然体験活動等、様々な環境学習に積極的に取り組む。 ◆地域自治体やNPO等民間団体と連携・協働し、リサイクル活動や緑化及び環境美化活動等、地域における自主的な環境保全活動への参加に努める。 ◆生け垣や屋上緑化庭園の設置等、身の回りの緑化に努める。
地域間連携強化	◆一人ひとりが互いに支えあう「ユイマール」の精神をもって、環境の保全に関する活動に参加する。 ◆全県的なボランティア清掃活動等へ積極的に協力する。

2-4 旅行者等県外市民

目標	配慮指針
自然共生	◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、宿泊先や訪れた観光スポット等においてみだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。 ◆観光に同伴するペット(犬・猫、外来生物等)の放逐や野外への逸出に注意する。 ◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。 ◆指定された場所以外でのキャンプやバーベキュー等はしない。 ◆本県の豊かな自然環境及び地域で継承されてきた郷土芸能や祭事、歴史的遺産等に対する理解を深め、その保全に協力する。 ◆自然環境を活かした観光を積極的に利用する。
資源循環	◆本県での滞在期間中には3R(リデュース・リユース・リサイクル)に努める。 ・発生したごみのポイ捨てはしない。 ・使い捨て製品の利用を控える。マイバッグの持参やはかり売りの活用等、すぐごみとなる物の入手は避ける。 ・宿泊先及び訪れた観光地等で発生したごみは、それぞれのごみ処理のルールに従い適切な処理・処分に努める。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆宿泊先におけるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減に努める。 ◆土産物等の過剰包装や個別袋及び容器を断るなど、ごみの発生抑制に努める。 ◆宿泊先や訪れた観光スポット等において、食べ残しが出来ないよう、食べられる量の料理の注文等に配慮する。
地球環境保全	◆宿泊先等における節電や節水に努める。 ◆宿泊先や観光地等における地産地消を目的とした取組に対して認識を深め、協力する。 ◆観光地めぐり等には可能な限り、公共交通機関や自転車のシェアサービス等の利用に努める。

目標	配慮指針
地球環境保全	◆レンタカー利用時には、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブの実施や、次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の利用に努める。
環境と経済	◆再生可能エネルギー機器や環境配慮型製品の購入に努める。
環境の継承	◆環境配慮に対する認識を深めるため、宿泊先や観光地等で展開されている美化活動や自然体験活動等、各種イベントに積極的に参加する。

2-5 NPO 等民間団体

目標	配慮指針
自然共生	◆豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源涵養のための森林保全活動や動植物の保護活動、赤土等流出防止のための植栽体験などを企画し、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る。 ◆専門的な知識や技能を生かし、陸域及び海域における動植物の特徴や重要性について普及・啓発を図るとともに、県民の自然保護活動のアドバイザーやリーダーとして各主体のパートナーシップの構築に努める。 ◆世界自然遺産登録地の遺産価値の保全管理と地域社会の発展に努める。 ◆歴史的建造物、古いまちなみなど、地域固有の歴史的景観の保全・継承や、それらを活かしたまちづくりに努める。 ◆地域の道路や、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。 ★取組の一例★ ◇なごみの空間ネットワーク 『河川・公園等における植樹、育樹』 ・国場川や漫湖公園における桜や松等の植樹、育樹(剪定、施肥、維持管理)の実施による緑の創出・保全 ◇宮古島海の環境ネットワーク ・「八重干瀬」でのモニタリング調査によるサンゴの現状を把握、周知 ◇おきなわグリーンネットワーク 『赤土対策普及啓発“美ら島・美ら海”連携プロジェクト』 ・補助金を活用し、地域と連携・協働によるグリーンベルトの植栽等流出防止活動や環境環境教育の実施 ◇おきなわ環境クラブ 『自然と環境の学習の場づくり事業』 ・埋立後の国場川河口域緑地帯に在来植生の植栽などの環境整備を行い、在来植生の再生とともに環境学習の場を創出 ◇東村観光推進協議会 『外来植物駆除事業』 ・慶次レンジャーを設置し、地域の自然フィールドの保全活動の一環でツルヒヨドリの駆除作業を実施

目標	配慮指針
自然 共生	◇西表島エコツーリズム協会 『サンゴ礁モニタリング・保全普及啓発事業』 ・リーフチェック活動、オニヒトデ駆除活動の支援 ・普及啓発活動の企画、普及啓発ツールの開発、人材育成 ・ツアープログラムの開発 『浦内川における希少魚類の調査・保全事業』 ・中流域の絶滅危惧魚類 6 種の定期モニタリング調査の実施 ・浦内川の魚類に関する普及啓発活動、調査報告会の実施
資源 循環	◆地域における集団回収やフリーマーケットによる再利用、エコマーク商品等環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進などの取組を進める。 ◆リサイクルやごみ減量、海岸漂流・漂着ごみ問題等に関する学習会やイベント等を開催し、参加・呼びかけを行うとともに、地域における環境保全意識の高揚に努める。 ◆環境保全への取組、リサイクル社会の構築について事業者や行政に働きかける。 ◆イベント等の開催時には、環境配慮型商品や再資源化製品の使用に努める。 ★取組の一例★ ◇宮古島海環境ネットワーク ・ボランティア海岸清掃活動を一般市民へ呼びかけ、月 1 回実施 ・他団体や個人の活動情報を集約、発信、行政との意見交換会で市民の声を届けている。 ・小中学校への出前講座を実施し、漂着ごみの調査の実施、海ごみ問題を考えるワークショップ等を年に 5～6 回実施。 ◇沖縄リサイクル運動市民の会 『環境教育プログラム(買い物ゲーム)』 ・小学校等でごみ減量の課題と課題解決の方法を伝えるワークショップの実施 『くいまーるプロジェクト』 ・事業系の食品残渣を回収、資源化(堆肥、飼料)し、循環型社会システムを構築 『国際協力事業』 ・JICA 国際協力機構からの受託事業で研修生を受入れ、人材育成、支援を実施 ◇くるりの会 『ごみの減量化・資源化・再生利用を促進するための情報発信』 ・市民からの不用品の受入れ、必要な市民への提供 ・学校行事や法事、地域のイベントなどへの食器の無料貸し出し ・ダンボール・コンポストを使用して生ごみ堆肥を作る講座の開催
地球 環境 保全	◆地球温暖化防止・気候変動適応に向けて、家庭、事業所、学校、地域などへの普及・啓発に取り組む。 ◆アイドリングストップ等のエコドライブの促進やフロンの回収に関わる普及・啓発に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図る。 ◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。 ◆環境保全に関する民間レベルの国際協力を推進する。 ◆団体のもつノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言を行うとともに、各主体との連携や協働に努める。 ★取組の一例★ ◇しまづくりネット 『通勤通学自転車向け駐輪事業』 ・国道 58 号歩道に自転車通勤・通学時に利用できる駐輪場を設置 『会社共用自転車向け駐輪事業』 ・沿道ビルのテナント事業者が共用する自転車の駐輪ラックを設置 『宇地泊パーク & バスライド事業』 ・那覇市への自動車交通をバス利用に転換させるための駐車を、牧港交差点近傍に設置

目標	配慮指針
地球 環境 保全	★取組の一例★ ◇なごみの空間ネットワーク 『雨水の利活用と河川氾濫防止対策に係る事業』 ・集中豪雨等が頻発する中、国場川(漫湖)周辺の低地帯の浸水危険リスクが非常に高い状況にあることから、河川への雨水の流出抑制を図るため雨水を活用した雨水タンクの設置や敷地内雨水浸透による水害対策の普及
環境と 経済	◆環境と経済の調和に関する理念について、講演会や勉強会の積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。 ◆環境に配慮した商品や再生可能エネルギー機器等の促進運動などを行い、環境保全のための費用負担意識について、家庭内や地域での普及に努める。 ◆専門性を生かして、環境ビジネスのニーズ提供や経済活動の活性化を図る活動を行う。 ◆SDGsの達成に向けた取組への参加に努める。 ★取組の一例★ ◇西表島エコツーリズム協会 『多事業連帯事業』 ・観光業と農業、漁業者等の連携を促進するための勉強会、講習会の企画・開催 『エコツーリズム普及啓発事業』 ・西表島エコツーリズムセンターの運営管理 ・エコツーリズムに関する講演会、勉強会などの企画・運営
環境の 継承	◆環境についての理解を深める講習会・講演会、自然観察会や美化活動などを開催し、地域における環境に対する思想の普及や啓発に努める。 ◆地域の自然環境や歴史・文化に関わる伝統的な行事の継承や復元等に努める。 ◆自らが事業者、消費者として、率先して環境保全に取り組む。 ◆野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。 ◆外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実施する。 ◆都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。 ◆森林ボランティア活動や緑化活動等の地域ボランティア活動の推進に努める。 ◆地域において様々な環境活動を実施し、普及・啓発を行うとともに、さらなる活動の展開が望めるよう、自らも専門的な知識や技能の向上等に努める。 ◆持続可能な社会の構築を目指した教育・学習プログラムの考え方を取り入れた活動に努める。 ★取組の一例★ ◇奥間川流域基金 『奥間川における自然観察会』 ・専門分野の学識者を招いた自然観察会を実施、環境学習の場として奥間川を活用 ・国内外での研修参加による人材育成 ◇海の自然史研究所 『この先、海ですプロジェクト』 ・雨水溝と海のつながりからきれいな海を守る学習プログラムを小学校等で実施(環境配慮を促すポスター作成・サイン表示) 『サンゴ礁ウィーク 2019』 ・県立博物館・美術館でのイベントに「サンゴのテリトリーウォーズ」と「スポンジぬり絵」を出展 『先行的海洋教育プログラムの導入・普及』 ・海を学ぶ体験型科学教育カリキュラム(幼稚園～中学生程度)の実施・普及推進 ・海洋科学コミュニケーション実践講座の実施・普及 『各種研究事業』 ・海の自然史研究(海洋生物の種多様性情報・生態系研究・地域と海に関わる事例調査等) ・科学教育教材開発、人材育成(リーダー養成講座、海洋教育実践者スキルアップ講座)

目標	配慮指針
環境の継承	◇おおぞまるとツーリズム協会 『ベチバー植栽活動(修学旅行・研修)』 ・県外からの修学旅行生との協働でのベチバー植栽を通して、赤土等流出防止対策や環境保全の大切さや必要性を伝える。
地域間連携強化	◆他の NP0 等民間団体と交流を図り、ネットワークを広げるほか、県民や事業者、行政等の環境保全の取組に対し、団体相互の連携と協働の推進に努める。 ◆全県的な SDGs の展開に向けた活動、普及・啓発に努める。 ★取組の一例★ ◇西表島エコツーリズム協会 ・会員相互の事業等での環境保全に対する取組の紹介、共有 ・SNS 等を活用した外部への情報発信 ◇国頭村観光協会 『奄美沖縄観光・交流連携体制構築事業』 ・世界自然遺産プロモーションの実施 ・ガイド交流事業

2-6 金融機関

※「2-2 事業者」(P.203)の配慮指針と重複しているものあり

目標	配慮指針
自然共生	◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。 ◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。 ◆各種法令等に基づく規制を遵守し、生活環境の保全に努める。
資源循環	◆事業活動において、再資源化製品の積極的な利用など3R を徹底し、廃棄物の減量化に努める(詳細は、「2-2 事業者」を参照)。 ◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握したうえで許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。 ◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。 ◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。
地球環境保全	◆将来予測される「過去に例がない」自然災害リスクに備えた BCP(Business Continuity Plan: 事業継続計画)の策定に努める。 ◆事業者が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである RE100 に参加し、その達成に向けた取組に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーや ESCO 事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。 ◆社用車の使用において、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などのエコドライブを行い、次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。 ◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。
環境と経済	◆環境・社会的課題の解決に資する技術力や製品・サービスを有している事業者を、ESG 要素(環境・社会・企業統治)を考慮して発掘、支援する。 ◆気候変動はリスクだけではなく新たなビジネスチャンスとしての側面もあることから、気候変動への戦略的な適応に努める。

目標	配慮指針
環境の継承	◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。 ◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、事業者単位での積極的な参加協力を努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション 21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。 ◆環境配慮に関する情報提供(Webやポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)の周囲への啓発、人材育成等に努める。
地域間連携強化	◆SDGsに関する取組の自走に向けて、地域金融機関と連携したSDGs金融スキームの設置により、SDGsに取り組む事業者に対する投融资促進の枠組の整備に努める。 ★取組の一例★ ◇石垣SDGs認証制度(制度策定中) ・石垣市における中堅・中小企業のうち、SDGsに取り組む事業者に対し石垣市がSDGs認証を行い、認証された事業者は定期的に対外発表され、市場(消費者、上流・下流に位置する大企業など)での認知向上による事業活動の活性化が期待される。 ・認証された事業者は、地域金融機関から金利優遇などのインセンティブが得られる。

2-7 大学等研究機関

目標	配慮指針
自然共生	◆各種調査研究で得られた調査研究結果を広く周知するとともに、自然環境の保全に関する調査、研究に協力する。 ◆自然環境保全のための取組に参加するとともに、その専門的な知識を活かし、自然環境や生物多様性、外来生物に関する正しい理解を促す活動を行う。 ◆自然環境の保全を図るための規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策の策定について、専門的な立場から協力する。
資源循環	◆各種調査研究活動において、資源循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化に努める。 ◆ごみの減量、減量化に関する調査研究、普及・啓発を推進する。
地球環境保全	◆気候変動によるサンゴ礁生態系への影響が懸念されていることから、白化に強いサンゴの遺伝学的分析などに努める。 ◆気温上昇による野生生物の存続への影響が懸念されていることから、野生生物の生息・生育状況調査等など、自然生態系を守るための適応策に関する取組に努める。 ◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやESCO事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。 ◆再生可能エネルギー等の新エネルギーの導入に向けた調査研究、技術開発を推進する。 ◆専門的な知識を活かし、地球環境保全に関する正しい知識の周知に努める。 ◆各種調査研究で発生する環境負荷の抑制に努める。
環境の継承	◆調査研究により蓄積された情報、研究成果等を活かした各種調査研究への協力及び支援のほか、各主体に対しての助言を行う。
地域間連携強化	◆国内外の専門分野におけるネットワークを活用した科学的知見の蓄積や情報発信を促進する。 ◆関係機関との連携を強化し、研修生の受け入れや人材交流などを通じた人材育成に努める。

目標	配慮指針
科学技術活用	◆各種事業において、デジタル技術(ICT や IoT)の積極的な利活用やシステム化に向けた調査研究を推進する。 ◆行政や事業者と協力し、デジタル技術の利活用のための調査研究を推進する。 ◆経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現に向けた技術(IoT や AI)の導入に係る調査研究を推進する。 ◆情報通信環境の整備に取り組む。 ◆自然環境や社会環境に関するビッグデータを用いた生物多様性保全のための調査研究に協力するとともに情報提供を行う。

2-8 米軍

目標	配慮指針
自然共生	◆自然環境の豊かな区域における事業等を計画する際、貴重な野生動植物の生息・生育環境や生態系に十分配慮する。 ◆埋立てや海浜の地形変更を伴う事業等を計画する際、地域の生態系・景観等の影響について十分検討する。 ◆環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業と同等の米軍の事業について、同法又は同条例で定める環境影響評価の手続及び事後調査の実施や日常的な環境監視に努める。 ◆演習など米軍の活動に伴う赤土等の流出により、河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないように努める。 ◆廃棄物の処理においては、含有物質や性状等に留意し、適正に処理する。 ◆米軍基地からの排水は適正に処理し、河川や海域等を汚さないよう努める。 ◆米軍基地内における油流出事故等により河川、海域等の水質汚染を引き起こすことがないように施設整備等の維持管理を徹底する。 ★取組の一例★ ◇米海兵隊太平洋基地 『米軍管理の港における検疫及び検査の実施』 ・病害虫等による本県への環境への影響を低減するため、外来生物及び土壌等の侵入防止 『自然保護の推進』 ・在沖海兵隊基地において総合的な環境保全及び資源管理プログラムを設け、各キャンプに独自の環境スタッフを駐在 → プログラムの管理業務の従事 ・海兵隊施設内の生物多様性を明らかにするため、琉球大学やハワイ大学の専門家との協力及び連携 ・総合自然保護プログラムの作成における米国農務省森林局との協力及び連携
資源循環	◆米軍基地内から発生する廃棄物については、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設の整備を含めた適正処理に努める。 ★取組の一例★ ◇米海兵隊太平洋基地 『基地内及び周辺におけるビーチ清掃活動』 ・シングル・マリン・プログラムの主催イベント等において、海兵隊員によるビーチ内のごみやがれきの収集活動の実施
地球環境保全	◆各地域での気候変動の影響把握や適応策の整理を行い、地域の特性に応じた適応策を推進する。 ◆日米両政府間での環境調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。万一、環境汚染が生じた際は、調査及び浄化対策等を実施し、汚染原因者として、米軍の責任により適時・的確な回復措置に努める。

目標	配慮指針
地球 環境 保全	◆可能な限り、省エネに配慮した電化製品や車両の利用に努める。 ◆可能な限り、基地内緑化に努める。 ★取組の一例★ ◇米軍基地全般 ・米軍基地内における緑化(張り芝等)と管理
環境の 継承	◆米軍基地から派生する環境問題については、速やかに基地内への調査のための立入りや事件・事故に関する情報の提供に協力する。 ◆米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に準拠して運航し、米軍航空機による騒音や事故の危険性の軽減に努める。 ◆原子力軍艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するため、米軍に対しても日本国内法の「原子力災害対策特別措置法」に準拠し、万一、放射能事故が発生した場合は災害対策に努める。 ◆米軍が実施する施設整備工事等において、住居跡や古墳等遺跡と認められるものを発見した際、日本国内法の「文化財保護法」に準拠し、関係機関への届出や通知に協力する。 ◆土壌の汚染に係る環境基準や関連する国内法に準拠し、米軍基地内での土壌汚染防止対策に協力する。 ★取組の一例★ ◇米海兵隊太平洋基地 『文化財保護の推進』 ・文化財プログラムには文化財保護経験のある専門家スタッフを配属 ・全ての建設プロジェクトに対し、工事開始前の文化財調査を実施 → 各地域を管轄する市町村の文化財担当者より助言を得て、保護の必要性のある文化財が存在する場合には建設場所の移動を検討